

保護者様

京都市立第三錦林小学校
校長 山口 昌則

保存版

土砂災害に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校の敷地の一部が「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である第三錦林学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

1. 登校前に発令された場合

（1）「避難勧告もしくは避難指示（緊急）」が解除されるまでは、登校を見合わせ、
自宅待機させて下さい。

（2）「避難勧告もしくは避難指示（緊急）」が解除された場合については、以下のような措置を
とります。

避難勧告もしくは避難指示（緊急） 解除の時刻等	避難勧告もしくは避難指示（緊急） 解除の場合
午前7時までに解除になった場合	平常授業を行います。
午前9時までに解除になった場合	3校時（10:40）から授業を行います。 *《登校 10:15～10:35》
午前11時までに解除になった場合	5校時（13:50）から授業を行います。 *給食中止《登校 13:20～13:45》
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

*避難勧告もしくは避難指示（緊急）が解除された場合、上記の時刻から授業を開始しますので、それまでの間は自宅で待機し、その後、授業に間に合うように登校させて下さい。（警報解除の場合も子どもたちの安全確保のため、上記の登校時刻をお守り下さい。）

【参考】避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難勧告等 の種類	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時 の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況 ・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が 取るべき 行動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始 ・速やかな避難に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難 ・屋内安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難をしそびれた者の立退き避難 ・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

2. 在校中に発令された場合

*下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅する時刻、通学路の状況、家庭状況などに十分留意して、下校の判断をします。

*不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで、学校に留め置くこといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。